

平成二十二年三月九日受領
答弁第一八七号

内閣衆質一七四第一八七号

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）が設置する博物館において展示される文化財の表示については、機構の責任において行われているものであり、お尋ねについて政府としてお答えする立場にないが、機構からは、御指摘の「伊万里 古九谷様式」という表示については、関係学会等における学術研究の成果等を踏まえて、産地を「伊万里」とし、分類を「古九谷様式」とするものとして示していると聞いている。

二及び四について

御指摘の点については、関係学会等において議論されているものと承知しており、お尋ねについて政府としてお答えする立場にない。

五について

機構からは、東京国立博物館においては、十万件を超える収蔵品の中から限られた数の文化財を展示する必要があり、その時々々の展示の企画内容等に見合った文化財を選定していると聞いている。

また、民間の美術館において展示される文化財の表示については、各美術館の設置者において、適切に判断すべきものと考えている。

六について

お尋ねについては、九谷磁器窯跡の管理団体である加賀市が、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十五条第一項に規定する説明板の中で、当該史跡に関する説明を適切に行うものと考えている。